

第57回関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究大会長野大会ロゴマーク使用規程

平成28年11月26日策定
長野県技術・家庭科教育研究会

(趣旨)

この規程は、第57回関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究大会長野大会（以下「関ブロ長野大会」という。）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定め、関ブロ長野大会を象徴するものとして、効果的な発信を資することを目的とする。

(権利)

関ブロ長野大会ロゴマークに関するいっさいの権利は、長野県技術・家庭科教育研究会に帰属する。

(使用範囲)

ロゴマークの使用をすることができる者は次の通りとする。

1. 「関ブロ長野大会」の運営に関わる者
2. 長野県技術・家庭科教育研究会の会員
3. その他、長野県技術・家庭科教育研究会の会長が認めた者

(使用方法)

ロゴマークを使用する際には、等倍率による拡大・縮小以外の変更はしないこと。ただし、趣旨に沿った使用に限る。

(使用申請)

事前に次のアドレス宛に以下の項目を申請する。 mail@kanburonagano.gika.jp

(@は小文字にする)

1. 使用者（申請団体名、代表者氏名）
2. 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
3. 使用の目的、方法、期間

(補足)

この規程に定めるもののほか、マークの使用の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年11月26日から施行する。